

平成 27 年 12 月 8 日

厚生労働省社会・援護局長 石井 淳子 様
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 香取 照幸 様
社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員長 松原 康雄 様

公益社団法人 日本社会福祉士会 会長 鎌倉 克英
公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
公益社団法人 日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
一般社団法人 日本社会福祉教育学校連盟 会長 二木 立
一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 会長 長谷川 匡俊
一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会 会長 伊東 秀幸
一般社団法人 日本社会福祉学会 会長 岩田 正美

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

子ども家庭支援については、「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」とそれに引き続く「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において議論が進められているところです。

私たちは、委員会での議論に沿って、数回にわたり子ども家庭福祉に係る職員の専門性確保について意見・要望を提出してきました。以下に、改めて私たちの基本的な意見を取りまとめましたのでよろしくお願いいいたします。

「新たな子ども家庭福祉のあり方」に関する要望として

- 1 児童福祉法改正にあたっては、児童の福祉に携わる専門職として、国がソーシャルワークの国家資格として制定した「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」を児童相談所及び自治体の子ども家庭支援を行う拠点等に確実に配置することを求めます。
- 2 現在、子ども家庭福祉を担う職員の新たな国家資格化（公的資格化）の議論が行われていますが、**新たな国家資格の創設には反対します**。既に存在する社会福祉士及び精神保健福祉士を確実に配置することを求めます。

法改正に当たっては、社会福祉関係諸団体の代表が専門委員会委員として参加させて頂くべきと考えます。児童虐待という深刻な社会問題に対応するためには、現在も虐待問題に取り組んでいる既存の国家資格：社会福祉士及び精神保健福祉士を、専門職として確実に配備することが不可欠です。

< 本件お問合せ > 公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局長 小笹（おざさ）
電話：03-3355-6541 E-mail：ozasa@jacsw.or.jp